

# 事務所通信

---

令和2年新春号

あけましておめでとうございます。  
昨年中は、お世話様になりまして、ありがとうございました。

「令和」という新しい元号になり、はや8か月が過ぎてしまいました。  
新元号となり、様々なところで新たな時代が到来した感じを受けます。  
そして今年は、東京オリンピックです。

大きなイベントを控えている年は、一般的に、そのイベントが終わった時に景気が後退するというジンクスがあるようです。

企業経営者にとっては、景気が良いときでも悪いときでも、臨機応変に対応せざるを得ません。経営をしていくこと、経営をし続けることは、本当に大変なことであると思います。

とはいえ、その大変さの中に、面白さ、楽しさを見出し、多くのオーナー企業経営者は、ご自身の事業を行っていらっしゃいます。

どうかご自身の事業に、夢と希望と誇りをもって、経営をしていただきたいと強く願っております。

立川会計事務所の業務は、

1. お客様にとって面倒なことを代行すること
  2. お客様が解決できない問題を一緒に解決していくこと
- がその本質であると考えています。

もちろん、経営者が抱えているすべての問題(悩み)を解決できるわけではありません。  
しかし、その解決の糸口を、経営者と一緒に見つけ出していきます。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

令和2年度税制改正大綱(税制改正案)が、昨年12月12日に発表となりました。  
今回、中小企業に関する法人税制、個人事業に関する所得税制は、特に大きな改正案はございませんが、このうち、主なものを掲げます。

## 1. 中小企業の交際費の損金算入制度の特例の2年間延長

資本金が1億円以下の法人の交際費についての現行制度が、2年間延長されることになりました。これにより、交際費の損金算入制度が、令和4年3月31日まで、適用となります。

現行：年間800万円で、損金不算入措置はなし。

交際費のうち飲食のための支出の50%を損金算入するか、年間800万円の定額控除の有利な方を選べる選択制とされています。

## 2. 少額減価償却資産の経費処理の2年間延長

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者に認められていました、少額減価償却資産（その年度での取得価額の合計が300万円まで）の経費処理が、2年間延長となります。

ただし、対象となる法人から、常時使用する従業員数が500人を超える法人は、除外されることとなります。

これにより、1点の取得価額が30万円未満の少額減価償却資産は、決算期に関係なく令和4年3月31日までに取得して業務に使用したとき、経費処理ができることとなります。ただし、その年度における取得価額の合計が300万円に達するまでを限度とされます。

## 3. 中小企業の法人税の欠損金の繰戻し還付の適用期限の2年間延長

資本金1億円以下の青色申告の法人が、

- ① 前期利益が出て法人税納税あり
- ② 当期損失が出て欠損金が生じた

この場合に、当期の損失額と前期の利益額の比率に応じて、前期の法人税の納税額を限度として、前期の法人税が還付される制度です。

この制度が、令和4年3月31日まで延長されます。

## 4. 個人の所得税の寡婦（寡夫）控除について

現行の所得税の寡婦（寡夫）控除の条件は、総所得金額の合計額が48万円以下である扶養親族その他その者と生計を一にする子を有する寡婦とされています。

今回の改正で、合計所得金額が500万以下であることが、その条件に加えられました。そして、従来27万円の控除額が、35万円に引き上げられます。

また、婚姻をしていない者で、

- ① 総所得金額の合計額が48万円以下であるその者と生計を一にする子を有し
- ② 合計所得金額が500万円以下であること

この場合に、その者のその年分の総所得金額から35万円を控除できることとなります。

いわゆる未婚のひとり親に対する税制上の措置です。

#### 5. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除、 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除の2年間延長

個人が所有する居住用財産で、借入金がある場合に、その居住用財産を買換えた場合や、売った場合でその借入金を全額返済できなかったときには、その居住用財産の譲渡損失の金額は、その年分の他の所得の金額から控除されます。

また、それでも、その年分の他の所得の金額から控除しきれない場合には、翌年以降3年間控除することができます。

この制度が、2年間延長となります。

#### ■ 令和元年10月1日より、消費税率が、8%から10%となりました。

以前記したものを、再度掲載させていただきます。

#### 消費税の税率アップにより、消費税の納税額が25%増えます。

具体的には、年間の税抜き売上100,000,000円 税抜き仕入70,000,000円であったとします。

##### 【消費税8%】

	税込金額	うち消費税
売上	108,000,000円	(8,000,000円)
仕入	75,600,000円	(5,600,000円)
	32,400,000円	(2,400,000円)

##### 【消費税10%】

	税込金額	うち消費税
売上	110,000,000円	(10,000,000円)
仕入	77,000,000円	(7,000,000円)
	33,000,000円	(3,000,000円)

消費税率が8%から10%になると、納税額は25%増となってしまいます。

(上記の例では、2,400,000円から3,000,000円になっていますね。)

申告時に消費税の納税ができるように、資金のご準備を、どうぞよろしくお願いたします。

( 代 表 立 川 勝 一 )

## ■ 編集後記

年が明けました。いよいよ2020年です。  
寒さが本格的になってきましたね。地元静岡より東京の方が気温は低いです。  
特に八王子は雪が降り積もることがあるので防寒対策を万全にしないと大変です。  
インフルエンザも流行っているので気を付けたいと思います。

去年はラグビーワールドカップが日本で開催され、大いに盛り上がりました。  
外国人の方も多く来日されて、日々お祭り騒ぎでした。  
新宿に行った際、試合観戦後の外国人の集団に突然ハイタッチを求められることが  
多々ありました。  
スポーツは国境を超えて楽しむ事ができるので非常にいいものですね。

今年はずいにオリンピックが開催されます。  
2013年に開催が決定し、あれから早7年です。  
当時、物凄く話題になったのを覚えています。  
チケットを買っていないので生で観ることはできませんが、雰囲気だけでも楽しむ  
ためにフェイスペイントでもしようかと思っています。  
なんだか2020年は特別な年になりそうです。

( 青 島 )